

除雪業務処理要領

除雪業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この除雪業務処理要領の定めによる。

1 業務名

西警察署庁舎敷地除雪業務

2 使用機械

本業務に使用する機械は一切受託者の負担とし、原則として次の基準によるものとする。

- 除雪ドーザ（運転要員を含む。）
（ホイール型 バケット容量1.3m³以上）
- ダンプトラック（運転要員を含む。）
（積載10 t 級以上 差枠付）

3 稼働見込時間

除雪機械等の名称	規 格	稼働見込時間
除雪ドーザ	ホイール型 バケット容量1.3m ³ 以上	51 時間
ダンプトラック	積載10 t 級以上 差枠付	59 時間

4 除雪の範囲

別図で示す区域とする。

5 除雪時間及び方法

- (1) 除雪作業はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前8時30分までに処理するものとする。
- (2) 細部にわたる除雪及び排雪等については、業務担当員と協議の上、処理するものとする。

6 堆積及び排雪場所

除雪した雪は、敷地内の指定場所に堆積させ、雪の堆積量が多量となって、置き場所がなくなり、排雪が必要と判断したときは、委託者及び業務担当員と協議し、札幌市が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

7 業務実績の報告

(1) 除雪作業日報

受託者は、業務終了後、その都度、別紙1「除雪作業日報」を2部作成し、西警察署庁舎勤務職員の確認を受け、その1部を確認者に提出するものとする。

(2) 実績報告書

受託者は、1ヶ月間の作業実績について翌月速やかに、別紙2「実績報告書」を作成し業務担当員に提出するものとする。

8 その他

- (1) 業務処理に際しては、通行人等にも十分注意を払い怪我等させないように気を付けること。また、運転手の労災事故の防止に努めること。
- (2) 除雪機械の運転に当たっては、十分注意し、庁舎、工作物、車両等に損害を与えないこと。なお、作業実施にあたり故意又は過失により損害を与えたときは、受託者の責任において現状回復するものとする。
- (3) 業務処理に当たっては業務担当員と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう十分留意すること。
- (4) この要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

				業務名	西警察署庁舎敷地除雪業務		
除 雪 作 業 日 報							
令和 年 月 日 (曜日) 天候							
作業従事者							
除雪機械の名称	作 業 内 容	台 数	開始確認印	稼働時間（開始・終了）		終了確認印	延 時 間
除雪ドーザ ホイール型 バケット容量1.3m ³ 以上	敷地除雪	台		時 分から 時 分まで	時間 分		時間 分
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
	積雪運搬	台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
ダンプトラック 積載10 t 級以上 差枠付	積雪運搬	台		時 分から 時 分まで	時間 分		時間 分
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
注 作業内容欄は、該当する箇所を○で囲むこと。							
履行確認 令和 年 月 日							
確 認 者 (職・氏名)							

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

西 警 察 署 長 様

受託者

業務名 西警察署庁舎敷地除雪業務

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務の令和 年 月分実績について、次のとおり報告します。

記

除 雪 機 械 等 の 名 称	延稼働時間	前 繰 越 時 間 月 間	計	当 請 求 時 間 月 間	翌 繰 越 時 間 月 間
除雪ドーザ ホイール型 バケット容量1.3m ³ 以上	時間 分	分	時間 分	時間	分
ダンプトラック 積載10 t 級以上 差枠付	時間 分	分	時間 分	時間	分

<注> 当月の稼働時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月は、契約書第2条第1項第2号に基づき処理するものとする。

業務担当員 所属 西警察署
職名
氏名